

## 明治地区郷土づくり推進会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱（平成25年4月1日施行、以下「要綱」という。）の規定に基づき設置する明治地区郷土づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。  
(意見の集約)

第2条 推進会議は、要綱第3条第1号の意見の集約を行う場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 地区全体集会
- (2) アンケート
- (3) 前各号に掲げる方法のほか、推進会議が適当であると認める方法

(組織)

第3条 推進会議は、要綱第5条第1項各号に規定された区分毎に選出された者30人以内の委員で組織する。

- 2 要綱第5条第1項第1号に規定する委員は公募により選出することとし、同条同項第2号に規定する委員は別表に掲げる団体から推薦された者とする。
- 3 前項に規定された団体から推薦できる者は各団体1人以内とする。

(委員の再任)

第4条 委員は再任されることができる。

- 2 前項の規定に関わらず、前条第2項の公募により選出された委員は、原則として引き続き2期を超えて在任することはできない。

(役員)

第5条 推進会議に役員として、議長1人、副議長2人を置き、委員の互選により選出する。

(役員職務)

第6条 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ副議長のうちから議長が指名した者が議長の職務を代理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了後においても委員として委嘱されている場合は、後任者が

就任するまでの間、その職務を行うものとする。

(定例会)

第8条 推進会議は、原則として毎月1回、議長が招集し開催する。

2 議長は、急を要する事項又は簡易な事項については、専決処分することができる。

3 議長は、前項の規定により専決処分をした場合は、その内容を次の定例会に報告しなければならない。

(定例会の公開)

第9条 前条に規定する定例会は、要綱第9条に規定する各号に該当する場合を除き公開するものとし、定例会の公開及び傍聴等に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録の作成等)

第10条 推進会議は、第8条に規定する定例会を開催したときは、要綱第10条の規定に基づく議事録を作成するとともに、公開した定例会の議事録は、当該議事録に係る定例会を開催した日の属する年度の翌年度の末日までの間、閲覧に供するものとする。

2 議事録は、議長が指名した2人が確認署名する。

(部会の設置)

第11条 推進会議は、要綱第3条に規定された所掌事務を効果的に推進するため、部会を設置することができる。

2 部会の種類は、別表2に掲げたものとし、委員全員がこれに属する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選出する。

4 部会長は、部会において決定された事項及び議事等の経過について第8条に規定する定例会にその内容を報告しなければならない。

5 部会長は、委員以外の者を会議等に出席させることができる。

6 副部会長は、部会長を補佐し部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長が部会長の職務を代理する。

7 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、第8条に規定する定例会で決定する。

(企画会)

第12条 企画会は、原則として定例会の前に議題等の提出について協議するため、議長が招集し開催する。ただし、協議する内容等がない場合は、この限りでない。

2 企画会は、役員及び部会長をもって構成する。

(委員選考委員会)

第13条 市長は、要綱第5条第1項第1号に規定する委員を選出するときは、委

員のうちから推進会議により推薦された者並びに委員以外の者によって構成する、委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置しなければならない。

2 選考委員会及び選考委員会が行う委員の選考に関し必要な事項は別に定める。  
(事務局)

第14条 推進会議の事務局は、明治市民センターとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領により最初に選任される役員の任期は、第8条の規定に関わらず、選任の日から平成26年3月31日までとする。
- 3 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成26年5月13日から施行する。
- 5 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和2年1月7日から施行する。
- 7 この要領は、令和2年7月14日から施行する。
- 8 この要領は、令和7年4月8日から施行する。

別表 明治地区郷土づくり推進会議委員選出団体（第3条関係）

1. 明治地区自治町内会連合会
2. 明治地区社会福祉協議会
3. 明治地区青少年育成協力会
4. 明治地区防犯協会
5. 明治地区交通安全対策協議会
6. 明治地区生活環境協議会
7. 明治地区民生委員児童委員協議会
8. 明治地区青少年ふれあいネットワーク会議
9. 明治地区内の商店会
10. 明治地区社会体育振興協議会
11. 羽鳥地区社会体育振興協議会
12. 明治地区老人クラブ連合会
13. 明治地区福祉推進会議
14. 明治市民センター生涯学習事業評議員会
15. 明治地区自主防災協議会
16. 明治いきいきサポートセンター
17. 明治小学校PTA
18. 羽鳥小学校PTA
19. 八松小学校PTA
20. 明治中学校PTA
21. 羽鳥中学校PTA

別表2 明治地区郷土づくり推進会議部会（第11条関係）

1. 安全安心部会
2. 健康生きがい部会
3. 子ども子育て部会
4. 歴史文化部会